

質問回答事項

令和6年度森林吸収源インベントリ情報整備「森林経営」対象森林率調査（指導取りまとめ業務）

番号	質問事項	回答事項
1	<p>仕様書(P2) 3.事業内容 (2)現地調査業務の調査方法の指導 ア) にある講習会の開催について、「座学は過去3年間において現地調査業務を受託した実績がある場合は省略することも可能とする。」とありますが、一方、現地調査業務の仕様書には「必要に応じて、指導取りまとめ事業者が開催する講習会に調査員を参加させ、指導助言を受けること。（少なくとも本調査に従事した経験のない調査員は講習会に参加すること。）」となっており、現地調査業務受託者からは、過去3年間の実績に関係なく、調査未経験者以外は座学講習や実技講習の受講は任意と取れてしまいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●指導取りまとめからみた講習会への参加 調査経験者、未経験者で分ける概念がない ●現地調査からみた講習会への参加 過去3年間の実績で、また座学と実技で分ける概念がない <p>相違があるのですが、指導取りまとめは座学講習、実技講習の開催準備をし、受講者については、現地調査から見た参加者の範囲が受講すればよいという考えでよいでしょうか。</p>	<p>現地調査受託団体は指導取りまとめ事業者が開催する座学講習及び実技講習に調査員を参加させることとし、過去3年間に現地調査業務を受託した実績のある業者においては座学講習への参加を任意とします。</p> <p>なお、現地調査業務の仕様書について、4月26日付けで訂正公告をします。</p>